

令和3年9月27日

株 主 各 位

大阪府茨木市大字佐保193番地の2
株式会社ユニバーサル園芸社
代表取締役社長 安部 豪

第48期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年9月25日に開催いたしました第48期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第48期（令和2年7月1日から令和3年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（令和2年7月1日から令和3年6月30日まで）計算書類報告の件

本件は上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は原案のとおり承認可決され、期末配当は1株につき金20円と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は原案のとおり承認可決されました。
変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

変更前	変更後
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (変更前のとおり)

変更前	変更後
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(15) (条文省略) (新設)</p> <p><u>(16)</u> (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(15) (変更前のとおり)</p> <p><u>(16) コンサルティング業務</u></p> <p><u>(17)</u> (変更前のとおり)</p> <p>第3条 (変更前のとおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (変更前のとおり)</p> <p>第2章 株式 第6条～第10条 (変更前のとおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条</p> <p>当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条</p> <p>株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第16条</p> <p>株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>第17条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条</p> <p>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>第13条 (変更前のとおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条</p> <p>株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第15条 (変更前のとおり)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第16条</p> <p>株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>第17条 (変更前のとおり)</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役の選任は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. (変更前のとおり)</p> <p>3. (変更前のとおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

変更前	変更後
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条</p> <p>取締役会は、取締役会の中から代表取締役<u>1名</u>を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長<u>1名</u>、専務取締役及び常務取締役<u>1名</u>を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条</p> <p>取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役会長1名</u>、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (変更前のとおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p> <p>第24条</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条</p> <p>取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第24条</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第25条</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

変更前	変更後
<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第25条</u></p> <p>取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第26条</u></p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p><u>第27条</u></p> <p><u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第26条</u></p> <p>取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u></p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第28条</u></p> <p><u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p><u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

変更前	変更後
<p><u>(選任)</u> 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠により選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第32条 監査役会の運営その他に関する事項は、法</p>	(削除)

変更前	変更後
<p><u>令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第31条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が <u>監査役会の同意を得てこれを定める。</u></p> <p>第38条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (変更前のとおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監 <u>査等委員会の同意を得てこれを定める。</u></p> <p>第35条 (変更前のとおり)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 当社は、株主総会の決議により、毎事業 <u>年度末日の株主名簿に記録された株主又は</u> <u>登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の</u> <u>配当(以下「期末配当金」という。)を行うこ</u> <u>とができる。</u></p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎 <u>年12月31日の株主名簿に記録された株主又</u> <u>は登録株式質権者に対し中間配当を行うこと</u> <u>ができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第36条 (変更前のとおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年6月30日</u> <u>とする。</u></p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 <u>12月31日を基準日として中間配当を行うこと</u> <u>ができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p>
<p>第41条 <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始日</u> <u>から満3年を経過しても受領されないとき</u> <u>は、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>第38条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始</u> <u>日から満3年を経過しても受領されないとき</u> <u>は、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本件は原案のおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に森坂拓実、安部豪、西川道広、片岡義雄の4氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本件は原案のとおり承認可決され、監査等委員である取締役に池原健一郎、井関新吾、桑章夫の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、井関新吾、桑章夫の両氏は社外取締役であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役に小林賢二氏が選任されました。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

本件は原案のとおり承認可決されました。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

本件は原案のとおり承認可決されました。

以 上

役員人事について

令和3年9月25日現在の役員の新陣容は次のとおりです。

代表取締役会長	森 坂 拓 実
代表取締役社長	安 部 豪
常務取締役	西 川 道 広
取締役	片 岡 義 雄
取締役 (監査等委員)	池 原 健一郎
社外取締役 (監査等委員)	井 関 新 吾
社外取締役 (監査等委員)	桑 章 夫

以 上

期末配当金のお支払いについて

第48期期末配当金（1株につき20円）は、同封の「第48期期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間内（令和3年9月27日から令和3年10月29日まで）にお受け取りください。

なお、振込先をご指定の方には、「配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封いたしておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問い合わせください）。

以 上